

「JCSS 登録の一般要求事項(JCRP21)」第18版

改正要旨

平成29年7月3日

認定センター 計量認定課

1. 改正理由等

- (1) ISO 17034 が制定されたことによる変更。
- (2) 従来、①密度・屈折率区分の標準液、②粘度区分の標準液、及び③濃度区分(標準液、標準ガス)の国際 MRA 対応認定事業者は、ISO/IEC17025 と ISO Guide34 の両方を審査基準としていたが、ISO/IEC17025 のみを審査基準とする国際 MRA 対応認定事業者を認めることが校正技術委員会にて承認されたため。

2. 主な改正内容

- (1)
 - 「3. 関連法令及び引用文献」の ISO Guide34 を ISO 17034 に変更。
 - 第2部「5. 申請事業者及び認定事業者のための審査基準」の ISO Guide34 を ISO 17034 に変更。
- (2)
 - 第2部「5. 申請事業者及び認定事業者のための審査基準」にて、①密度・屈折率区分の標準液、②粘度区分の標準液、及び③濃度区分(標準液、標準ガス)の国際 MRA 対応認定事業者に対し、ISO Guide34(ISO 17034)を審査基準として必須としていたものを、事業者からの希望により追加できると変更。

3. 適用開始日

平成29年9月1日を予定。

以上